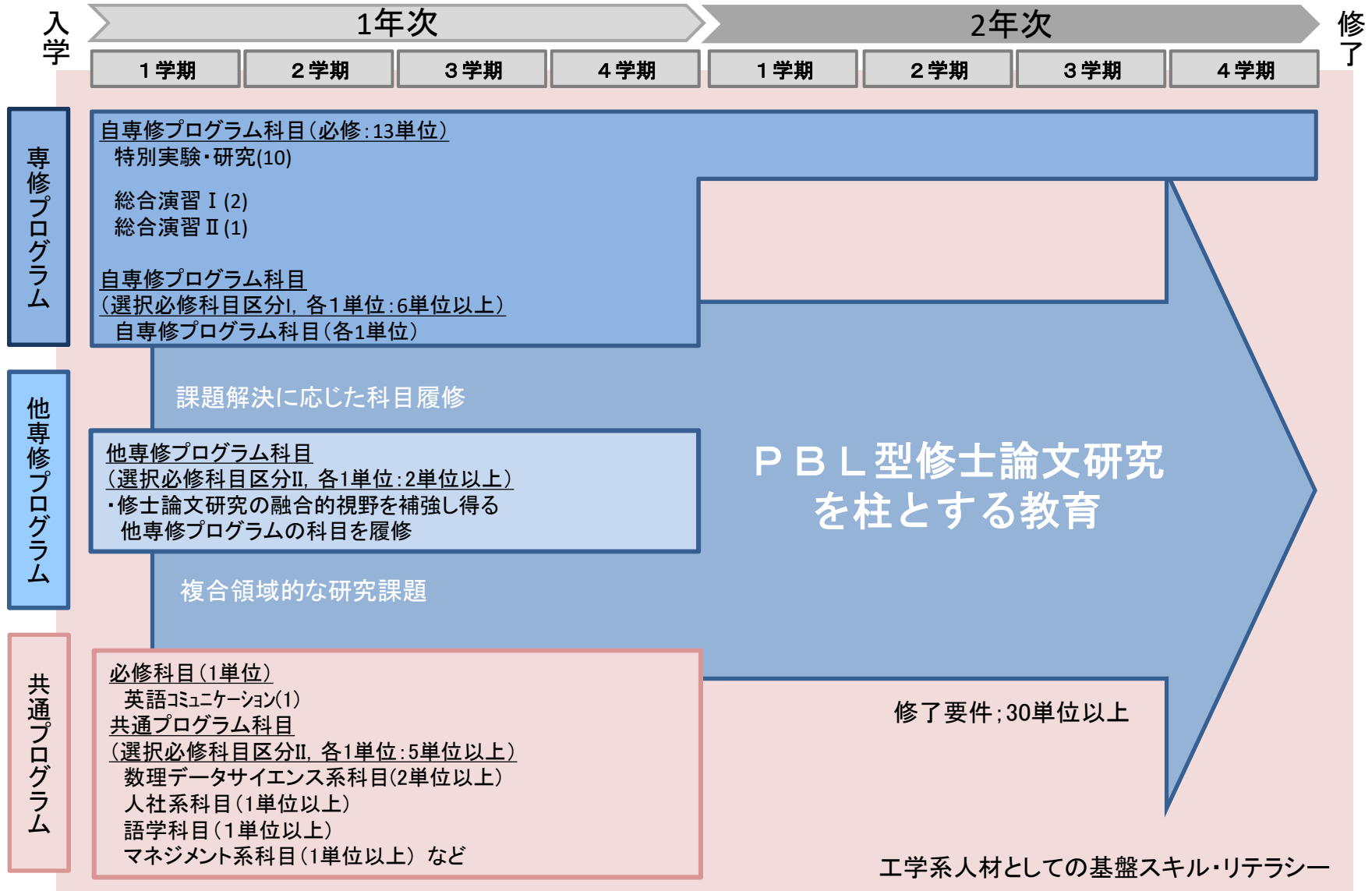


大学院博士前期課程の新教育課程(案)

クォーター制による柔軟な科目履修



【機械電気工学プログラム】

機械電気工学特別実験・研究(10) のみ1年次から2年次まで通年で履修
 その他の科目は基本的に1年次に履修
 クォーター制による柔軟な科目履修

学部生
高専専攻科生

ICTや人工知能にも詳しい自動車の設計者になりたい

ロボットや自動化技術で地域の農業生産や酪農分野に貢献したい

医療機器メーカーに就職し医療機器の開発設計に携わりたい

電化製品が好きなので将来は電機メーカーに就職したい

再生可能エネルギー発電に興味があり将来は電力業界に就職したい

入学

専修プログラム

他専修プログラム

共通プログラム

1年次				2年次			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期

専修プログラム科目(必修:13単位)
 機械電気工学特別実験・研究(10)
 機械電気工学総合演習Ⅰ(2)
 機械電気工学総合演習Ⅱ(1)
専修プログラム科目
 (選択必修科目区分Ⅰ,各1単位:6単位以上)
 Industry4.0特論Ⅰ・Ⅱ 再生エネルギーⅠ・Ⅱ
 電気電子応用工学特論Ⅰ・Ⅱ 熱工学特論Ⅰ・Ⅱ
 人工知能特論Ⅰ・Ⅱ 現代制御工学特論Ⅰ・Ⅱ
 計算力学特論Ⅰ・Ⅱ 医療と工学Ⅰ・Ⅱ
 エネルギー変換工学特論 流体関連振動特論
 数値流体力学特論 粘性流体力学特論
 分子機械特論Ⅰ・Ⅱ 工業材料学特論 など

課題解決に応じた科目履修 複合領域的な研究課題
PBL型修士論文研究を柱とする教育

他専修プログラム科目
 (選択必修科目区分Ⅱ,各1単位:2単位以上)
 ・修士論文研究の融合的視野を補強し得る
 他専修プログラムの科目(各1単位)を履修

必修科目(1単位)
 英語コミュニケーション(1)
共通プログラム科目
 (選択必修科目区分Ⅱ,各1単位:5単位以上)
 数理データサイエンス系科目(2単位以上)
 人社系科目(1単位以上)
 語学科目(1単位以上)
 マネジメント系科目(1単位以上) など

修了

修了生の進路

- 自動車製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 電子デバイス製造業
- 電気・ガス・熱供給業
- 化学工業、情報通信業
- 鉄鋼業、金属製品製造業
- 建設業、設備工事業
- 食料品・飲料等製造業
- 地方・国家公務員
- 大学院博士後期課程

修了生の人材像

- ・北海道の地域産業振興の支援はもとより、日本各地の地域課題を解決し、成果をグローバルに展開できる人材
- ・地域社会、国際社会の課題解決と発展に貢献できる人材
- ・確実な基礎学力を持ち、専門分野に偏らない広い視野を備えた人材
- ・自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭にいた技術開発を行える人材

修了要件; 30単位以上

工学系人材としての
基盤スキル・リテラシー

育成される能力

- 汎用的基本能力・素養
- 広い視野を持った創造的思考能力
 - 新たな技術の開発にも対応できる実践的能力
 - 変化に適応できる「学ぶ力」、「学び続ける力」
 - プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力
 - 国際社会に適応可能な語学力
 - 工学技術者としての倫理観と責任感

- 専門能力
- 複合的な先進技術にも展開可能な応用能力
 - 分野にとらわれない新たな技術の開発にも対応できる広い視野を持った実践的能力
 - 安全・安心で活力ある「地域、社会の創生」に寄与できる能力

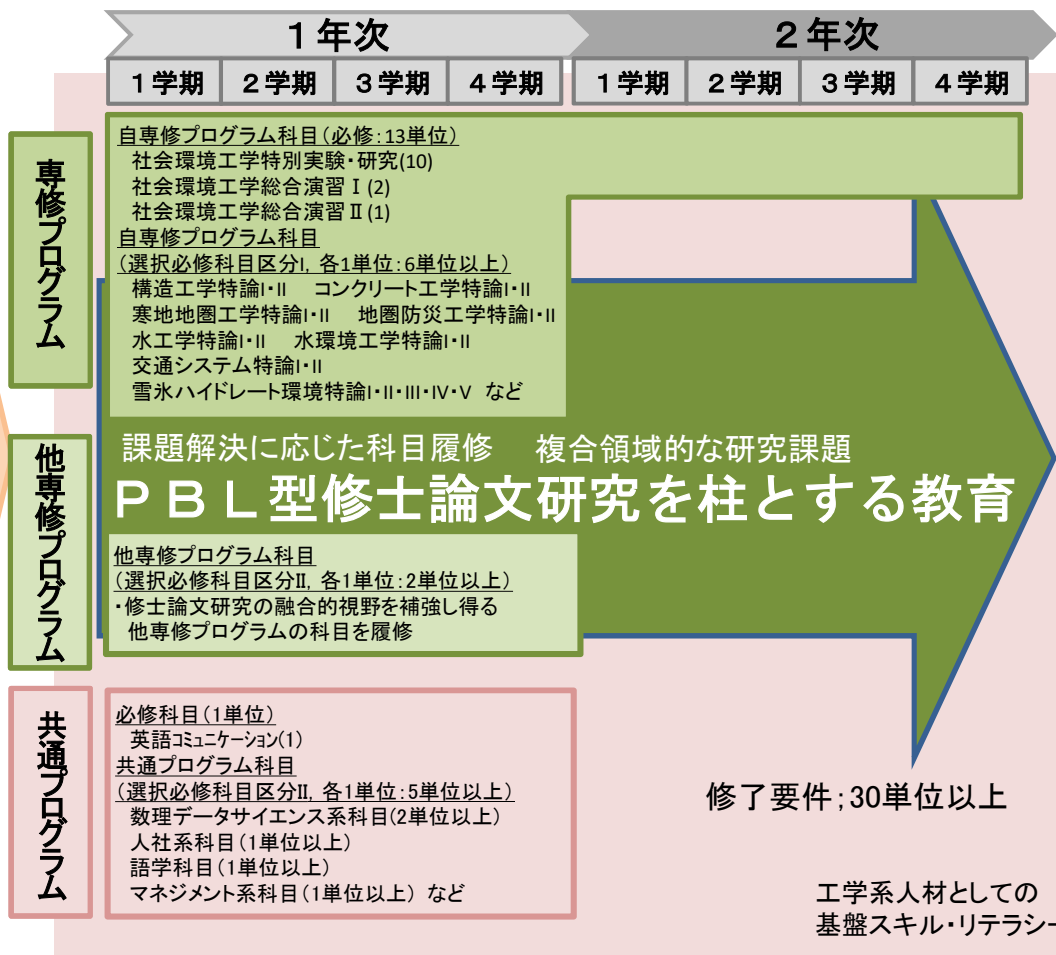
【社会環境工学プログラム】

社会環境工学特別実験・研究(10) のみ1年次から2年次まで通年で履修
 その他の科目は基本的に1年次に履修
 クォーター制による柔軟な科目履修

学部生
高専専攻科生

- 気候変動を踏まえた災害メカニズムと対応策を研究したい
- 水質・環境計測の最新技術を身につけたエンジニアになりたい
- 老朽化するインフラの長寿命化のために有効な技術を研究したい
- 人口減少社会を豊かにするための施策を実践的に研究したい
- 極地・寒冷地の研究によりグローバルに地球環境問題を解決する研究をしたい
- メタンハイドレートなどのエネルギー開発の実現可能性を追求したい
- 地域の課題解決のための実践的な能力を高め、ふるさとの再生をリードしたい

入学



修了

修了要件; 30単位以上

工学系人材としての
基盤スキル・リテラシー

育成される能力

- 汎用的基本能力・素養
- 他分野と協働できる教養と広い視野
 - 工学技術者としての確実な学力と応用能力
 - 現実の制約を踏まえて問題解決にあたる能力
 - 技術者に相応しいコミュニケーション能力
 - 現代に相応しい情報技術の素養と活用能力
 - 国際社会に適応可能な語学力
 - 工学技術者としての高い倫理観・責任感

- 専門能力
- 寒冷地における社会基盤の開発・防災と自然環境保全に関する技術者として他分野の専門家と協働できる専門知識
 - 変動する気候と社会情勢に対応して、安全で豊かな社会を実現するための、問題分析力・課題設定力・解決力
 - 関わる構造物・システムが影響を及ぼす範囲や使用期間の長さを踏まえて、確実に情報を伝えることができるコミュニケーション能力

修了生の進路

- 大学院博士後期課程
- 地方・国家公務員
- 学術研究、専門技術
- サービス業(建設コンサルタント)
- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・水道業
- 情報通信業
- 運輸業

修了生の人材像

- ・グローバルとローカルの両方の視点から、課題を見極め、解決策を考え、実行に移し、地域やそこに住む人々の持続可能な発展に貢献する人材
- ・工学技術者として確実な学力と十分な専門知識を基に、責任をもって他分野との協働を進められる人材
- ・自らの仕事の影響を及ぼす範囲と期間を踏まえて、謙虚に社会や自然と向き合う人材

【情報通信工学プログラム】

情報通信工学特別実験・研究(10) のみ1年次から2年次まで通年で履修
 その他の科目は基本的に1年次に履修
 クォーター制による柔軟な科目履修

学部生
高専専攻科生

入学

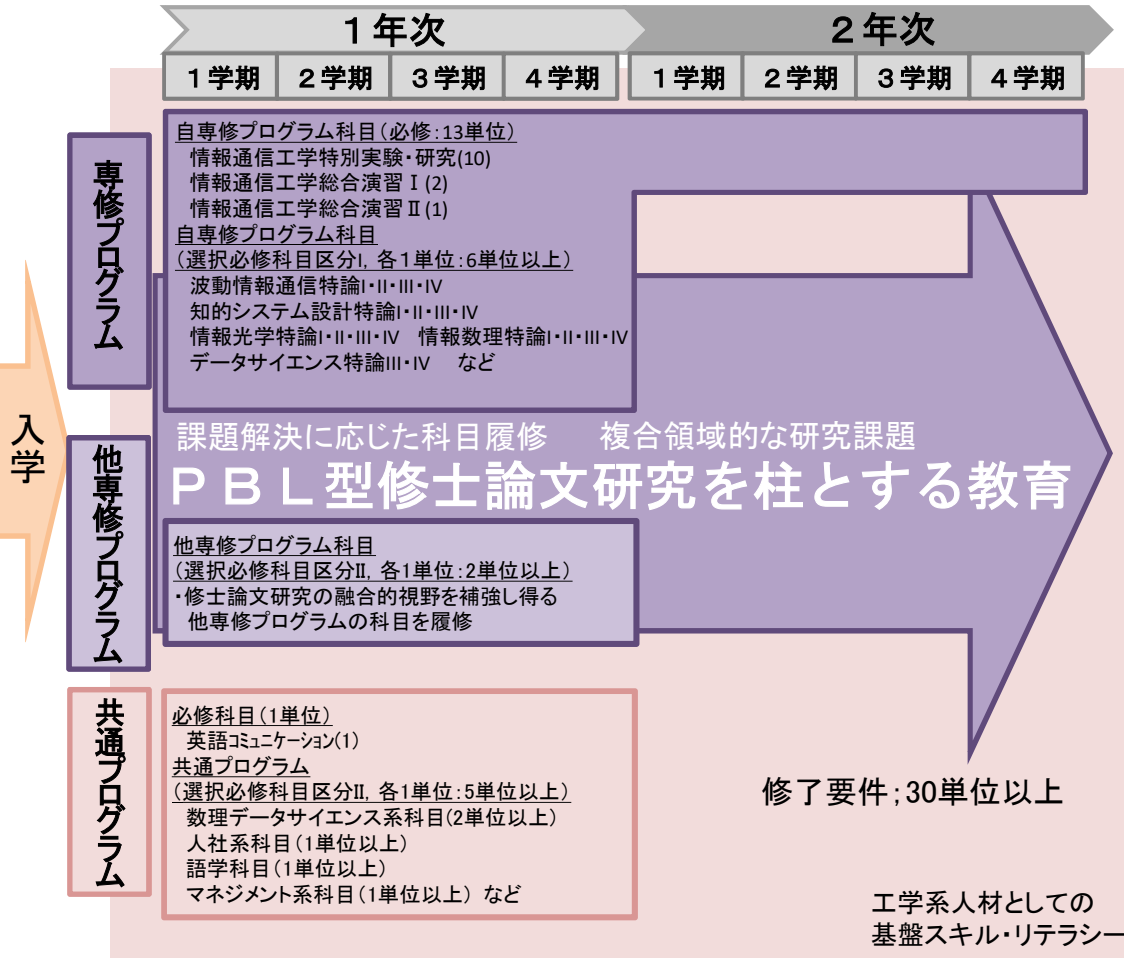
自動車の自動運転に関わる設計開発ができる職業につきたい

インターネットやビッグデータを使った新しい知識産業に関わる仕事をしたい

次世代の無線通信技術に携わる研究開発業務をしてみたい

高度に自動化された工場管理を行う知的ソフトウェアを開発したい

スポーツ分野やスポーツ実況のデータ分析技術者として活躍したい



修了生の進路

修了

情報サービス業
 情報通信機器具製造業
 通信業
 インターネット付随サービス業
 放送業
 映像・音声・文字情報制作作業
 精密機械器具製造業
 電子部品・デバイス製造業
 ソフトウェア製造業
 地方・国家公務員
 大学院博士後期課程

修了生の人材像

- ・北海道の地域産業振興の支援はもとより、日本各地の地域課題を解決し、成果をグローバルに展開できる人材
- ・地域社会、国際社会の課題解決と発展に貢献できる人材
- ・確実な基礎学力を持ち、専門分野に偏らない広い視野を備えた人材
- ・自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭にいた技術開発を行える人材

育成される能力

<p>汎用的基本能力・素養</p> <p>a) 広い視野を持った創造的思考能力 b) 新たな技術の開発にも対応できる実践的能力 c) 変化に適応できる「学ぶ力」、「学び続ける力」 d) プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力 e) 国際社会に適応可能な語学力 f) 工学技術者としての倫理観と責任感</p>	<p>専門能力</p> <p>A) 複合的な先進技術にも展開可能な応用能力 B) 分野にとらわれない新たな技術の開発にも対応できる広い視野を持った実践的能力 C) 安全・安心で活力ある「地域、社会の創生」に寄与できる能力</p>
--	--

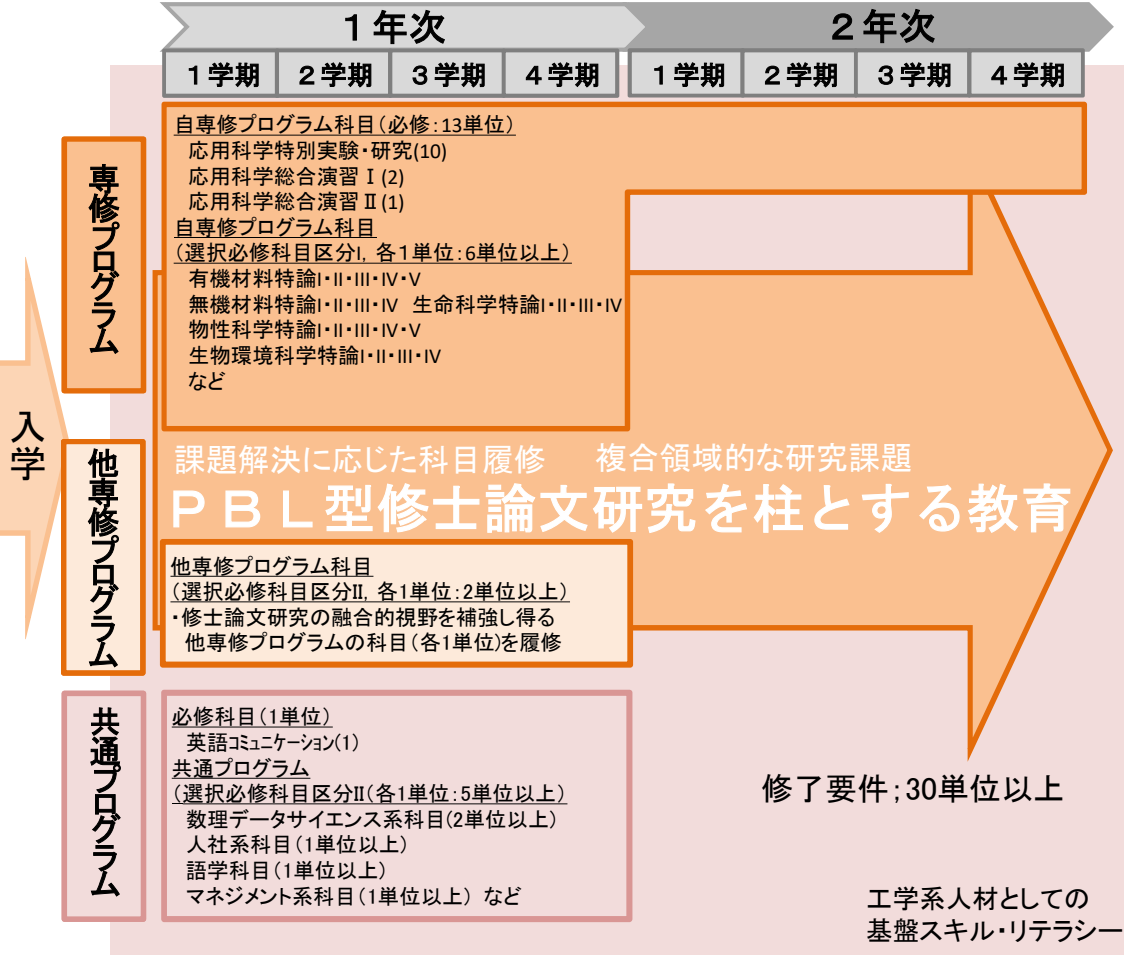
【応用化学プログラム】

応用科学特別実験・研究(10) のみ1年次から2年次まで通年で履修
 その他の科目は基本的に1年次に履修
 クォーター制による柔軟な科目履修

学部生
高専専攻科生

材料メーカーの技術者になるために自分の専門分野を深化させ周辺の学問分野についても学びたい

学部で修得した食品科学の知識やバイオ技術を実際に地域第一次産業の課題解決に展開したい



修了生の進路

- 化学工業
- 石油製品製造業
- プラスチック製品製造業
- 有機・無機化学製品製造業
- 食品・化粧品製造業
- 医薬品・医療機器製造業
- 電子部品・デバイス製造業
- 自動車部分品製造業
- 地方・国家公務員

修了生の人材像

- ・化学を基盤としながらも、特定の専門分野に偏らず広い俯瞰的視野と高度な専門知識・能力を持つ工学系人材
- ・北海道はもとより、日本各地の地域課題を解決し、成果を広く展開できる工学系人材
- ・社会・産業構造の変化に対応し、北海道・日本の産業界の課題解決と発展に貢献できる工学系人材

育成される能力

- 汎用的基本能力・素養
- プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力
 - 国際社会に対応する語学力
 - 情報社会に対応する情報リテラシー
 - 工学技術者としての倫理観と責任感

- 専門能力
- 応用化学領域の自らの専門分野の知識や技能
 - 課題解決に向けた他の専門分野の知識の習得
 - 課題解決に向けたプロジェクトのデザイン

資料6 北見工業大学における研究活動に係る不正行為に関する規程

○北見工業大学における研究活動に係る不正行為に関する規程

(平成19年3月1日北工大達第16号)

改正	平成19年北工大達第121号	平成24年3月14日
	平成25年3月22日	平成26年12月25日
	平成27年3月18日	平成27年7月29日
	平成28年2月24日	平成28年9月12日
	平成29年3月9日	平成30年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為の防止及び対応について、「科学者の行動規範について」(平成18年10月3日日本学術会議制定 平成25年1月25日改訂)を尊重するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定 平成26年2月18日改正)」及びその他の関係法令通知等に基づき必要な事項を定め、学長の責任とリーダーシップの下で適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動の「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)及び研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (4) 研究費の不正使用 実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正及び実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究に対する資金を配分した機関が定める規程等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。
- 2 この規程において、研究活動の「不適切行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)及び研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。
- (1) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、学術雑誌等の投稿規定を満たし、二重投稿と解されないものは除く。
 - (2) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
 - (3) 研究費の不適切使用をすること。
 - (4) その他研究倫理に反する行為をすること。
- 3 この規程において「研究費」とは、文部科学省並びに文部科学省が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、運営費交付金、寄附金及び補助金等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

- 4 この規程において「構成員」とは、役員、職員(非常勤職員を含む。)、民間等共同研究員及び資金配分機関から競争的資金の配分を受けた学生等、本学の運営管理に携わる全ての者をいう。
- 5 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う者をいう。
- 6 この規程において「部局等」とは、国立大学法人北見工業大学組織規則で定める各学科、各系、各専攻、各機構、各センター、技術部及び事務局をいう。
- 7 この規程において「部局等の長」とは、前項に規定する部局等の長をいう。
(最高管理責任者)

第3条 本学の運営・管理における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学全体の研究活動の不正防止の取組を推進しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、研究活動の不正行為を防止するための環境及び体制の構築を図り、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、適正な運営・管理を維持するため必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正防止に関する運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示の下、不正防止対策の基本方針に基づき本学全体の研究活動の不正防止について具体的な対策の策定・実施及び実施状況の確認を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、研究活動の不正防止に係る具体的な対策を実施する責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策の実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究活動の不正防止を図るため、構成員に対し、本学の不正防止に関する方針及び各種規則等を周知するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し、受講状況の管理監督を行う。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、本学の研究活動に関わる者を対象として、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育(以下「研究者研究倫理教育」という。)に関するプログラムを履修させ、受講状況の管理監督を行う。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じた改善指導を行う。
(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部局等における研究活動の不正防止に係る業務を実施するものとしてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を置き、各部局等の長をもって充てる。

(不正防止対策室)

第7条 研究活動の不正防止に係る具体的な対策を推進するため、不正防止対策室を置く。

2 不正防止対策室は、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」の第2節及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正)」の第2節から第5節において示された基準を検討し、実施する。

3 不正防止対策室に室長、副室長及び室員を置く。

(1) 室長は、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

(2) 副室長は、研究協力課長及び財務課長をもって充てる。

(3) 室員は、室長の指名する職員をもって充てる。

(環境の整備)

第8条 研究活動の不正防止に関する規程及び体制の整備にあたっては、業務の実態と職務権限等に乖離がないか、構成員にとってわかりやすいルールであるかを定期的に確認し、必要に応じて適切に見直しを行い、周知を図るものとする。

2 研究活動の不正防止に関する取組及び規則等についての相談に適切に対応するための相談窓口を、研究協力課長及び財務課長とする。

(教育の実施)

第9条 研究活動の不正防止のため、構成員にコンプライアンス教育を定期的に実施する。

2 コンプライアンス教育の実施後には、不正行為を行わないこと等を明記した誓約書(別紙様式第1号)を提出させ、保管する。

3 本学の研究活動に関わる者を対象として、研究倫理教育を定期的に実施する。

(構成員の責務)

第10条 構成員は、関係規程等を遵守し、不正行為及び不適切行為を行ってはならない。

2 構成員は、最高管理責任者が指定する教育を受けなければならない。

(通報窓口の設置)

第11条 本学における研究活動の不正行為に関する通報・相談(以下「通報等」という。)を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を研究協力課長とする。

2 本学外の通報窓口を国立大学法人北見工業大学公益通報者保護規程第3条第2項に規定する公益通報・相談窓口とする。

3 通報等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等による。

4 通報窓口は、通報を受けた場合は遅滞なく最高管理責任者へ報告する。

5 通報窓口を担当する者が自己との直接の利害関係を有する事案の場合、最高管理責任者が指名した者がその職務を代行する。

(通報等の取扱い)

第12条 通報は原則として、実名等身分を明らかにすること(以下「顕名」という。)により行われるものとし、不正行為を行ったとする構成員・グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報があった場

合、最高管理責任者は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

2 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。

3 報道、会計検査院及び学会等の科学コミュニティから不正行為の疑いが指摘された場合又はインターネット上に本学に係る不正行為の疑いが掲載されている(不正行為を行ったとする構成員・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合に限る。)ことを本学が独自に把握した場合は、第1項に規定する通報を受け付けたものとして取り扱う。

4 通報の意思を明示しない相談については、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合、相談者に対して通報の意思の有無を確認する。ただし、通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

5 本学以外の機関に係る内容の通報等があった場合には、当該機関へ回付する。
(通報者・被通報者の取扱い)

第13条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止、又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(通報等に係る事案の調査)

第14条 最高管理責任者は、第12条の規定による通報を受けたときは、当該部局等の長に通知するとともに、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行わせる。

(予備調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、構成員に係る研究活動の不正行為の通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。なお、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は委員となることができない。

(1) 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者

(2) 次項に規定する予備調査委員会委員長の指名する者 若干人

3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めるときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(予備調査)

第16条 予備調査委員会委員長は、通報事案について、予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

- 2 予備調査委員会は、通報事案について本調査の適否を判断し、通報受付後原則として30日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該機関に調査の要否を報告する。
- 4 本調査を行わない場合、最高管理責任者は、その理由を付記し通報者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査の資料を保存し、通報者、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省(以下「関係機関」という。)の求めに応じ開示する。

(本調査)

第17条 最高管理責任者が本調査すべきものと判断した場合、前条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない学外の有識者とする。
 - (1) 最高管理責任者が指名する副学長
 - (2) 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者
 - (3) 当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する者 若干人
 - (4) 学外の有識者(弁護士・公認会計士・研究経験を持つ者等) 若干人
 - (5) 次項に規定する調査委員会委員長が必要と認めた者
- 3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 4 研究費の不正使用に関わると判断され、調査委員会が必要と認めたときは、研究協力課長、財務課長を委員に加えることができる。
- 5 調査委員会委員のうち通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知された日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 7 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、関係機関に調査方針、調査対象及び方法等について報告又は協議する。
- 8 本調査は、不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、研究費不正使用の相当額等について、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動を含めることができる。
- 10 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、被通報者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求める

ことができる。また、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

11 調査委員会は本調査の実施にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

12 最高管理責任者は、他機関で告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合は、他機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、当該研究活動を制限しない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、研究成果については自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続きに則って行われたことを関係書類等を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は第28条で規定する研究データの保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(認定)

第19条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 不正行為か否かの認定にあたっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断する。

(最高管理責任者への報告)

第20条 調査委員会は、速やかに調査結果(認定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第21条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等(被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するとともに、関係機関に対して、通報の受付から原則210日以内に、調査結果、不正発生要因、被通報者等が関わる他事案の状況、再発防止計画等必要事項

をまとめ報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出する。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関に報告する。
- 3 関係機関から請求があった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じる。
- 4 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第22条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、関係機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。なお、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、関係機関にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員の交替若しくは追加又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び関係機関に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関及び関係機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関及び関係機関に通知する。
- 5 再調査を開始した場合は、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

(調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したと

きは、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したとき、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名、所属及び調査結果を併せて公表する。
- 4 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合について、通報者及び被通報者の了解を得て、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合はただちに公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第24条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第25条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するとき、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づく処分及び刑事告発等必要な措置を講ずる。

- 2 最高管理責任者は、関係機関から研究費の返還命令を受けたとき、被通報者等に当該金額を返還させる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第26条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者について、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたとき、通報者が本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講じ、他機関に所属する場合は当該機関長へ通知する。なお、その他の者の場合はその他必要な措置を講じ適切な処置を行う。

(保存する研究データ及び公開)

第27条 研究者は発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を確保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存し、第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合、研究者の責任で誠実かつ適切に対応し公開しなければならない。

- 2 保存対象とする研究データは、研究者が外部に発表した研究成果に関するものとする。
- 3 研究者の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、不正を指摘さ

れた際に科学的根拠をもって不正が無いことを証明することができると考えられるものを研究者が自ら決定する。

- 4 学生の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、前項に準じて指導教員の責任のもと決定する。
- 5 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、本条第3項の観点に準じ、研究者が担当した部分について証明が可能な研究データを保存する。
(研究データの保存期間)

第28条 前条で規定する研究データの保存期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 文書、実験データ、数値データ、画像等の「資料」は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等については、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することができる。
 - (2) 試料や装置等の「もの」は、保存・保管が本質的に困難なもの及び保存に多大なコストがかかるものの場合を除き、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。
- 2 研究分野の特性により、前項に規定する期間を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。
 - 3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定める。ただし、法令等の保存期間が第1項に規定する期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第1項の規定によるものとする。
 - 4 共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定める。

(研究者の異動・退職時の研究データの取扱い)

第29条 他機関への異動等により本学を離れる者(以下「学外への異動者」という。)及び定年等により退職する者(以下「退職者」という。)が管理する研究データは、原則本学が継続して管理・保存するものとする。

- 2 学外への異動者及び退職者は、他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを学外に持ち出す場合、最高管理責任者に申請し、承認を得て持ち出すことができる。
- 3 学外への異動者及び退職者は、本学に残し若しくは学外に持ち出した研究データについて、不正が指摘された際並びに第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合に適切に対応する責任を負う。
- 4 学外への異動者及び退職者は、研究データを学外へ持ち出す場合、当該研究データの保存期間について適切に保存する責任を負う。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、研究データの管理・保存方法について事前に学外への異動者及び退職者と協議し、決定する。
- 6 学外への異動者及び退職者が残し、本学が継続して管理・保存することとした研究データについては、第28条で規定する保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄する。なお、研究データは研究者個人のアイデア及びノウハウ等が含まれるものであることから、不正が指摘された際並びに第三者から検証の目

的に研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合以外に使用してはならない。

(守秘義務)

第30条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(庶務)

第31条 この規程に関する庶務は、研究協力課において行う。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第121号)

この規程は、平成19年11月8日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。
- 2 第27条、第28条及び第29条の規定する研究データの管理・保存等については、平成27年4月1日以降に発表された研究成果に適用する。
- 3 北見工業大学研究費等管理規程(平成19年12月14日北工大達第128号)は、廃止する。

附 則(平成27年3月18日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月29日)

この規程は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月24日)

この規程は、平成28年2月24日から施行する。

附 則(平成28年9月12日)

この規程は、平成28年9月12日から施行する。

附 則(平成29年3月9日)

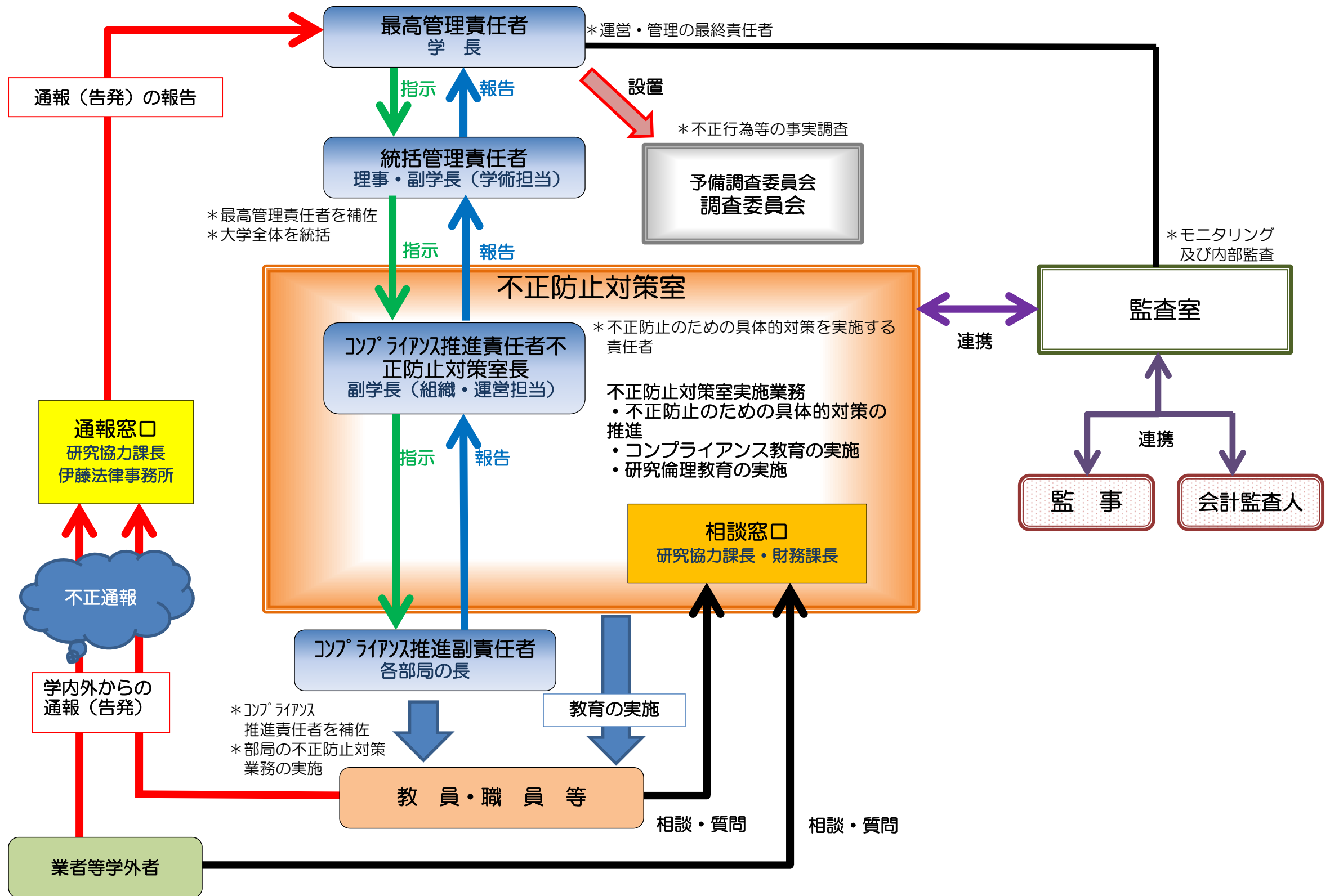
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号
[別紙参照]

北見工業大学における研究活動の管理・監査体制



北見工業大学不正防止計画

平成21年10月14日教育研究評議会承認
 平成25年 3月15日教育研究評議会改正
 平成26年12月19日教育研究評議会改正
 平成28年 2月24日教育研究評議会改正
 平成30年 1月17日教育研究評議会改正

目的：適正な財務の運営・管理を促進するための環境の整備
 共通事項

不正を発生させる要因	起こりうる不正等	不正防止計画の具体的な内容	責任担当部署
1. ルールと実態が乖離している。	1. 誤った解釈で経費が執行され、不正発生リスクが増大するおそれがある。	1. 使用ルール、規程、外部監査などの指摘内容等をHPに掲載すること等により、教職員が情報を共有し、運用の統一を図る。 2. 執行実態等の調査を年1回以上実施し、ルールと実態が乖離する場合には、原因を分析したうえで、必要に応じて適切な指導・助言や規程等の改正も含めた対策を講じる。 3. 研究者と事務職員の意見交換を定期的実施し、相互理解の促進を図る。	研究協力課 財務課
2. 法令遵守に対する意識が低下している。	1. 不正発生リスクが増大するおそれがある。 2. 個人宛て寄附金等を寄付せずに個人で経理するおそれがある。	1. 不正を行った場合には、個人や機関が競争的資金等の支給停止や申請ができないなどのペナルティが科せられることなどを周知することにより、法令遵守の意識向上を図る。 2. 非常勤職員を含む全教職員に対しコンプライアンス教育を定期的実施し、法令遵守の必要性を理解させる。コンプライアンス教育の受講状況を管理するとともに理解度確認テストで一定以上の正解率が得られない場合は受講完了にならない仕組みを設け、理解を促す。 3. 教職員から関係ルール遵守について誓約書の提出を求め、競争的資金、公募型研究資金及び補助金等の申請及び使用の際の要件とする。 4. 不正防止対策室と監査室は、互いの情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査の実施に努め、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等をコンプライアンス教育に活用する。 5. 内部監査の結果について、コンプライアンス教育の一環として全学に周知し、類似事例の再発防止を図る。	研究協力課 財務課

不正を発生させる要因	起こりうる不正等	不正防止計画の具体的な内容	責任担当部署
<p>3. 予算執行が特定の時期に偏っている。</p> <p>4. 予算執行が研究室任せになっている。</p> <p>5. 単年度で予算を使い切るという意識がある。</p>	<p>1. 研究実施計画等に基づいた研究費等の計画的な執行ができず、プール金等の不正発生リスクが増大するおそれがある。</p>	<p>1. 競争的資金等の採択時、執行開始時など時期に応じた注意喚起を行うことにより、制度の利用促進を図り、計画的な執行に努める。</p> <p>2. 定期的に予算執行状況を把握し、計画的な執行を促すと共に、必要に応じて執行の遅れの原因等を分析する。</p> <p>3. 翌年度への繰越や残額の返還ができる資金があることを早期に周知する。</p>	<p>研究協力課 財務課</p>

物品購入費等に関する不正

不正を発生させる要因	起こりうる不正等	不正防止計画の具体的な内容	責任担当部署
<p>1. 会計事務担当者以外の注文により、直接使用者に納品されている。</p> <p>2. 取引に関する確認が徹底されていない。</p>	<p>1. 教職員と業者の関係が親密になりすぎ、架空取引によるプール金等の不正な取引に発展するおそれがある。</p>	<p>1. 発注、納品及び検収は金額の多少にかかわらず会計事務担当者が行なわなければならないことを周知する。</p> <p>2. 取引業者に対しては、発注・検収制度等を充分理解して、本学と取引を行うように周知し、誓約書の提出を求める。</p> <p>3. 会計事務担当者の職務権限に応じた責任について周知し、発注・検収業務の適正な実施への意識を高める。</p> <p>4. 換金性の高い物品等について、事後抽出による現物確認を実施する。</p> <p>5. 納品書及び請求書の書換（改ざん）を防止するために、納品書等は原則電子化された帳票によるものとし、日付が空欄のものは業者に日付を印字し提出するよう指導する。（業者の帳票が電子化されておらず、全て手書の場合を除く）</p>	<p>財務課</p>

謝金・給与に関する不正

不正を発生させる要因	起こりうる不正等	不正防止計画の具体的な内容	責任担当部署
<p>1. 従事予定者(学生等)の管理が研究室任せになっており、用務内容、勤務日時等の説明や従事意思の確認が事前に行われていない。</p> <p>2. 勤務時間の管理が出勤簿により、日々行われていない。</p> <p>3. 他の経費での勤務や出張を監督者が把握していない。</p>	<p>1. 実態のない雇用となり、謝金を不正に受領するおそれがある。</p> <p>2. 学生に支出した謝金を教職員が不正に受領するおそれがある。</p>	<p>1. 実施同等には、従事予定者が事前説明を受けた内容での従事意思がある旨を記載し、必ず事前に提出し、会計事務担当者が確認する。</p> <p>2. 監督者が出勤の事実を確認できる場所に出勤簿を置き、従事者及び勤務者が勤務の都度押印することを徹底する。</p> <p>3. 従事予定者の出勤を事務担当者が事実確認を行う。また、従事予定者が学生の場合は、授業時間、TA及びRAなどの重複を確認する。</p> <p>4. 教職員に対して、謝金支払いのルール等の周知徹底を図る。</p>	<p>総務課 財務課</p>

旅費に関する不正

不正を発生させる要因	起こりうる不正等	不正防止計画の具体的な内容	責任担当部署
<p>1. 旅行伺、出張報告書の用務内容が形式的なものになっている。</p> <p>2. 旅行伺が事前に提出されていない。</p> <p>3. 旅行事実の確認が不十分である。</p>	<p>1. カラ出張による旅費の不正受領や過大な旅費支出となるおそれがある。</p>	<p>1. 打合せ等の用務の場合は、根拠書類の添付又は出張申請時に旅行命令簿の用務内容欄に打合せの相手方の所属・職名・氏名等を明記(科研費等外部からの競争的資金を使用した出張については出張報告書への明記でも可)することを義務づける。</p> <p>2. 学会、研究会等への出席の場合は、日程を確認できる書類を提出することを義務づける。</p> <p>3. 航空機利用の場合は、領収書、搭乗券の半券等の確認を徹底し、旅費計算委託業者を通じての手配を推進することにより、委託業者(第三者)による搭乗確認を行う。</p> <p>4. 旅行伺の事前提出の周知徹底を図る。</p>	<p>総務課 財務課</p>

北見工業大学大学院 ユニバーサルコース (平成31年度から導入)

科目等履修で単位修得
(期間の定めなし。)※必須ではありません。

入学試験

専攻横断型

「大学院ユニバーサルコース」入学

科目等履修の単位を10単位まで認定
(上記単位数に応じた奨学金支給制度あり)

博士前期課程を4年かけて学習可能(授業料は2年制と
同額となります。)※長期履修制度活用

学位審査

修士(工学)学位

博士前期課程

機械
工学専攻

社会環境
工学専攻

電気電子
工学専攻

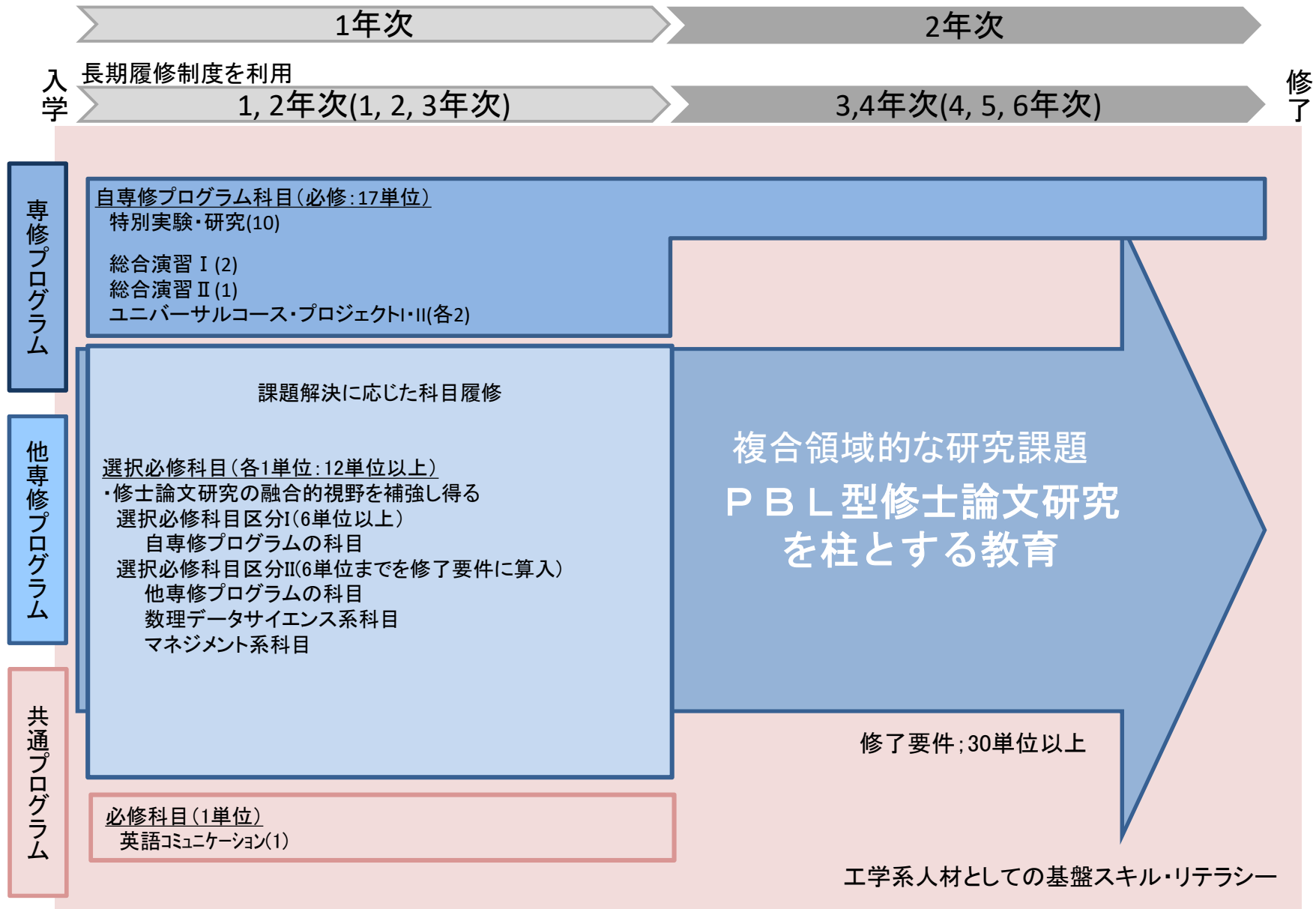
情報システム
工学専攻

バイオ環境
化学専攻

マテリアル
工学専攻

大学院ユニバーサルコース

【ユニバーサルコースの教育課程(案)】



* 入学前に科目等履修生制度により単位を取得している場合には、最大10単位まで単位を認定